

「福利厚生×出会い応援」官民連携事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、従業員の真剣な出会い・結婚を応援する企業等を支援するため、福利厚生サービス等により企業等の従業員が利用できるマッチングシステムの構築、管理・運営等を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

(1) 委託業務名

「福利厚生×出会い応援」官民連携事業業務

(2) 提案内容の概要

別紙「業務委託仕様書」(以下、「別紙仕様書」という。)のとおりに

なお、別紙仕様書の内容は現時点の予定であり、今後企画提案の内容や協議により変更する可能性があります。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託上限額

24,700 千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

①優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること

②プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと

③本業務の遂行に係る連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有すること

④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的にしていないこと

⑤本プロポーザルの募集開始の日から契約締結の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

⑥国税及び地方税を滞納していないこと

⑦次のいずれにも該当しないこと

(ア)役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

(イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

- る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (エ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (キ)参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (ク)参加者が破産者で復権を得ない者又は会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き中もしくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者
- (ケ)参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (コ)風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- (サ)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- (シ)民法(明治29年法律第89号)第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者)
- (ス)禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 共同企業体

- ①各構成員が(1)①から⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ②共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア	目的	イ	共同企業体の名称	ウ	構成員の名称及び所在地
エ	代表者の名称	オ	代表者の権限	カ	出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ	構成員の責任	ク	業務履行中における構成員の脱退に対する措置		
ケ	業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置				
コ	解散後の瑕疵担保責任	サ	取引金融機関	シ	その他必要な事項

4 スケジュール（予定）

令和7年8月1日（金）17時	事前説明会参加申込締切
令和7年8月4日（月）	事前説明会
令和7年8月8日（金）17時	プロポーザル参加申込締切・質問書締切
令和7年8月19日（火）を目途に	質問への回答
令和7年8月22日（金）17時	辞退届提出締切
令和7年8月26日（火）17時	プロポーザル企画提案書等提出締切
令和7年8月28日（木）	プレゼンテーション（オンライン）
令和7年9月上旬（予定）	審査結果の通知・契約締結

5 事前説明会

- （１）開催日時 令和7年8月4日（月）14時から14時20分まで（予定）
- （２）開催方法 オンラインにより実施 ※詳細は後日個別に連絡
- （３）参加方法 事前説明会への参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル事前説明会参加申込書（様式第1号）」を令和7年8月1日（金）17時00分（必着）までに「11 問合せ先」へ電子データにて提出してください。
（必ず電話で到達の確認をお願いいたします。）
- （４）その他
- ・事前説明会では質疑は行いません。質問は、「6（２）質問受付」により受け付けます。
 - ・事前説明会への参加については任意であり、本プロポーザルの参加要件ではありません。

6 プロポーザルへの参加申込方法及び質問受付

（１）参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第2号）」を令和7年8月8日（金）17時00分（必着）までに提出してください。（必ず電話で到達の確認をお願いいたします。）

※共同企業体として参加する場合は、必ず共同企業体名義の参加申込書を提出してください。

（２）質問受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第4号）」により令和7年8月8日（金）17時00分（必着）まで受け付けます。なお、質問への回答は令和7年8月19日（火）を目途に、参加者全員に電子メールで回答します。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールにより回答します。

（３）その他

- ・参加申込書、質問書の提出先は「11 問合せ先」に同じ
- ・電子データにて提出してください。

7 企画提案書等の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

① 企画提案書（A4版）

- ・別紙仕様書を参照の上、業務の具体的な実施案を提案してください。
- ・以下の内容が、簡潔に分かるものとしてください。
 - 企画提案コンセプト
 - 別紙仕様書及び審査基準を踏まえた企画の内容となっているか。
 - 業務の実施スケジュール

② 委託業務実施体制

- ・会社概要（様式第3号）
他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。
- ・社外協力企業等を含む委託業務を実施するための実施体制及び人員配置等

③ 概算見積書（様式任意）

別紙仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。

また、ライフサイクルコストの観点から、本事業で構築するシステムについて稼働後（令和8年度以降）4か年のシステムの管理・運営等（別紙仕様書中「5 委託業務の内容（2）システムの管理・運営等」）に係る経費と積算の内訳について年度ごとに記載してください。

④ 委託業務に係る同種又は類似業務の実績（様式任意）

- ・同種又は類似業務の実績があれば、概要が分かる資料を提出してください。

(2) 提出期限

令和7年8月26日（火）17時00分（必着）

(3) 提出先及び提出方法

①提出先 「11 問合せ先」に同じ

②提出方法 電子メールによる

E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp

（必ず電話で到達の確認をお願いいたします。）

(4) 経費負担

- ・企画提案書の作成等応募・プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者負担とします。

(5) その他

- ・提案は、1参加者につき1案までとします。
- ・提出書類は返却しません。また、提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めません。
- ・委託上限額の範囲内であれば、事業趣旨に沿った企画を任意で追加提案しても差し支えありません。

- ・次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ① 所定の日時、場所までに提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
 - ③ 提出書類等に虚偽があった場合
- ・プロポーザルに参加申込み後に辞退する場合は、令和7年8月22日（金）17時00分までに辞退届（任意様式）を提出ください。
- ・受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

8 審査方法等

（1）審査方法

- ①提出された企画提案書等により、令和7年8月28日（木）（午後）にプレゼンテーション（オンライン）による審査を行います。

【実施方法】

- ・オンラインにより実施 ※詳細は後日個別に連絡

【その他】

- ・当日の説明は、事前に提出した企画提案書等のみを使用するものとし、追加資料を用いることは認めません。
 - ・プレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり30分以内（説明20分程度、審査委員からの質疑応答10分程度）とします。ただし、応募状況により、持ち時間を変更する可能性があります（詳細は後日個別に連絡）。
 - ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とします。
 - ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。
- ②企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。また、応募者多数の場合は、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。
 - ③各審査員評価点の合計が、満点の60パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合等、受託候補者を選定しないことがあります。
- ※プレゼンテーションにあたっては、企画提案書等の内容の範囲内でスライド（パワーポイント等）を用いるなど、わかりやすく説明してください。

（2）審査基準

別紙「審査基準」のとおり

（3）審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

(4) 事業者との契約

選定された契約候補者は、速やかに富山県知事政策局企画室人口未来課と準備に向けた打合せを行ってください。

9 契約手続き等

県と選定された契約候補者は、別紙仕様書の内容を協議し、確定させた上で契約を締結します。

別紙仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- (4) 本事業は、国の補助金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意してください。

11 問合せ先

富山県知事政策局企画室人口未来課 横田、国奥

※受付時間は、8時30分から12時及び13時から17時15分まで（土日祝日を除く。）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 防災危機管理センター 9階

TEL：076-444-2174

E-mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp